

記者発表資料

2023年9月15日

大阪経済記者クラブ会員各位

「2024年度税制改正に関する要望」建議について

～「事業承継税制の延長・恒久化」「省人化投資の促進」「万博を契機とする経済活性化」等45項目

【問合せ先】大阪商工会議所 総務企画部企画広報室
(永長<エイナガ>、青柳、大林)
TEL: 06-6944-6304

- 大阪商工会議所は、「2024年度税制改正に関する要望」を本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部、大阪府・大阪市などへ建議する。
- 本要望では、事業承継支援を最重要項目とし、企業からの声大きい**法人版事業承継税制（特例措置）の延長・恒久化を強く求めている**ほか、慢性的な人手不足に対応した**省人化投資促進**や、万博を契機とする経済活性化・社会課題解決促進に向けた税制措置の拡充等を求めている。
- 要望事項は、「Ⅰ. 次世代への円滑な経営リソースの引継ぎに資する事業承継支援」「Ⅱ. ビジネス変革、イノベーションに向けた重点分野への投資促進」「Ⅲ. 中小企業の成長を加速させるビジネス環境整備」「Ⅳ. 大阪府・大阪市への要望」と4本柱、45項目、うち新規17項目の要望とした。
- 本要望は、税制委員会（委員長＝西村貞一・㈱サクラクレパスホールディングス代表取締役社長）が会員の声等をもとに検討を重ね、来年度税制改正大綱への反映をめざし取りまとめたもの。

<重点要望項目>

★印：新規要望

後継者不足

要望資料 P.6～7

法人版事業承継税制（特例措置）の申請期限延長、恒久化

人手不足

要望資料 P.14

人手不足に対する中小企業の省人化投資促進税制の創設

2025年
大阪・関西万博

要望資料 P.17、18

2025年大阪・関西万博を契機とする経済活性化・社会課題解決促進。大阪府・市への万博に係る要望はP.29、30に記載。

◆ **法人版事業承継税制（特例措置）の申請期限延長、恒久化**（柱Ⅰ、要望資料 P.6～7）

- 本制度は、中小企業等が認定を受けて事業承継をする際に、非上場株式等に係る贈与税・相続税の税負担がゼロ（全額納税猶予）となるもの。多額の納税を回避できるため、企業の成長に向けた投資や賃上げの原資が毀損されずに済むなど、メリットが非常に大きい。当時、事業承継問題の顕在化を背景とした全国の商工会議所の働きかけにより、2018年度税制改正において内容が抜本拡充された特別措置が創設。
- 下記表1のとおり現行措置が期限切れを迎える一方で、企業からは延長・恒久化を求める声大きい。

表1	現行措置・政府動向	企業の声・状況
事業承継	・法人版事業承継税制（特例措置）の適用条件となる特例承継計画（いわゆるエントリーシート）の提出期限切れ（2024年3月末） ・法人版事業承継税制（特例措置）を2027年12月末の期限以降、延長しない旨が、令和5年度税制改正大綱に明記	・税優遇メリットが非常に大きく事業承継の後押しになる。ぜひ延長してほしい ・事業承継は個社によって適切なタイミングが異なり、時限措置はなじまない ・全国で経営者が70代以上の事業者の割合は過去最高（約30%）（中小企業庁資料に基づく）と、事業承継は喫緊の課題

- そこで、以下の内容を要望することにより、現行措置に近い税制優遇を引き続き受けられるほか、さらなる制度活用により事業承継を契機とする企業変革の後押しが可能となる。

○ 要望内容

- ・ 法人版事業承継税制（一般措置）の2028年1月以降の拡充（＝特例措置の恒久化）★
- ・ 申請期限の2027年12月末までの延長（現行期限：2024年3月末）★
- ・ 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定の運用の明確化、手続きの簡素化

提出書類の不備等により納税猶予が取り消されるリスクや手続きの煩雑さが制度利用の障壁となっている。

※宥恕規定とは、書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に特例措置を認める規定。

表2 現行措置（一般措置、特例措置）と要望内容

	一般措置 (2008年10月から)	特例措置 (2027年12月31日まで)	一般措置の拡充要望 (2028年1月1日以降)
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 (2024年3月31日まで)	不要
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)	なし
対象株式	総株式数の最大3分の2まで	全株式	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化 雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均 80%を下回る場合でも猶予税額は納付不用	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、 承継時との差額を免除	あり

◆ 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設 ★ （柱Ⅱ、要望資料 P.14）

- 対面サービス業で特に人手不足が深刻化し、機会損失も生じている。そこで、省人化に資する設備投資を後押しする税制面での支援措置を要望。

- ・ I o T ・ A I ・ ロボット等の技術を用いた自動化設備※の導入に対する法人税の軽減措置（特別償却又は税額控除措置）の創設 ★

（※ 例：自動チェックイン機、タッチパネルシステム、自動運搬ロボット、自動清掃ロボット、現場巡視ロボット、セルフレジ、A I 受付システム等）

◆ 2025年大阪・関西万博を契機とする経済活性化・社会課題解決促進（柱Ⅱ、要望資料 P.17、18）

※大阪府・大阪市への万博に係る要望は P.29、30 に記載。

- 2025年大阪・関西万博（以下、万博）開催まで600日を切るなか、万博を契機とした大阪経済の活性化・社会課題解決を促進するため、以下を要望。

- ・ 立地促進税制（仮称）の創設
万博への出展・参画や、実証実験等を行う企業が本社機能の開設・拡充や、事務所・研究所・研修所等の拠点強化を行う場合の優遇措置の創設
- ・ ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した社会的インパクト投資促進税制の創設 ★
ソーシャル・インパクト・ボンドの手法を活用した社会的課題の解決に資する取り組みに資金を提供し、インパクト投資を行う企業に対する優遇措置の創設（地方法人税における超過課税の減免等）

以 上

<添付資料> 「2024年度税制改正に関する要望」

大阪商工会議所

2024年度

税制改正に関する
要望

The Osaka Chamber of Commerce and Industry

大阪商工会議所

基本認識

経済活動の本格再開に伴い、企業の売上はコロナ禍前の水準まで回復しつつある。しかし原材料やエネルギー価格の高騰、人手不足が中小企業の収益を圧迫している。

こうしたなか、足もとで起こる潮目の変化をいちはやくとらえ、未来に向けた投資を行い、持続的な成長につなげるためには、中小企業の経営リソースを円滑に次世代に引き継ぐ事業承継支援の継続が不可欠である。

ついては、全国の商工会議所の働きかけにより抜本拡充された「事業承継税制特例措置」について、2024年3月末に迫る特例承継計画の申請期限延長と、2028年1月以降の恒久化を強く要望する。

①

また中小企業のビジネス変革支援として、中長期的な課題である人手不足に対し、抜本的な省人化投資を促進するとともに、デジタル化・DX、研究開発の加速、カーボンニュートラルへの対応支援、変革の担い手となる人材育成などが肝要。

さらには、2025年大阪・関西万博を契機とするイノベーション創出に向け、万博に出展・参画する企業の立地促進や、社会課題解決への投資を、税制面から力強く後押しされたい。

かかる観点から、政府・与党は、2024年度税制改正において、下記の項目の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

②

要望事項一覧

I. 次世代への円滑な経営リソースの引継ぎに資する事業承継支援…P.5

1. 法人版事業承継税制（特例措置）の申請期限延長・恒久化
2. 制度の改善・見直し
3. M&A支援
4. 対象を絞り込んだ優遇措置の創設
5. 株式集約化に向けた税制措置の拡充

II. ビジネス変革、イノベーションに向けた重点分野への投資促進 P.13

1. 生産性向上および省人化に資する設備投資促進
2. イノベーションに向けた投資促進
3. 2025年大阪・関西万博を契機とする経済活性化・
社会課題解決促進

③

III. 中小企業の成長を加速させるビジネス環境整備…………… P.19

1. 人材投資の促進、人的資本の活用支援
2. 事業活動拡大支援
3. 創業支援
4. 中小法人に対する過重な税負担、不公平な制度への反対
外形標準課税、留保金課税、事業所税、印紙税、
二重課税の見直し、償却資産における減価償却方法の見直し
5. 納税環境の改善

IV. 大阪府・大阪市への要望…………… P.27

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
3. 中小法人に対する事業所税の負担軽減
4. 2025年大阪・関西万博に係る税制措置の整備

④

I. 次世代への円滑な経営リソースの 引継ぎに資する事業承継支援

I～IV 全45項目、新規（★）：17項目

⑤

1. 法人版事業承継税制（特例措置）の申請期限延長、恒久化

（1）法人版事業承継税制（一般措置）の2028年1月以降の拡充 （＝特例措置の恒久化）★

➤ 2028年1月以降の一般措置内容の拡充

- ・雇用維持要件の弾力化
- ・対象株式の制限（総株式数の最大3分の2まで）撤廃
- ・納税猶予割合の引上げ（80%から100%）

	一般措置 (2008年10月から)	特例措置 (2027年12月31日まで)	一般措置の拡充要望案 (2028年1月1日以降)
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 (2024年3月31日まで)	不要
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)	なし
対象株式	総株式数の最大3分の2まで	全株式	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化 雇用維持要件は実質敷廃され、雇用5年平均 80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、 承継時との差額を免除	あり

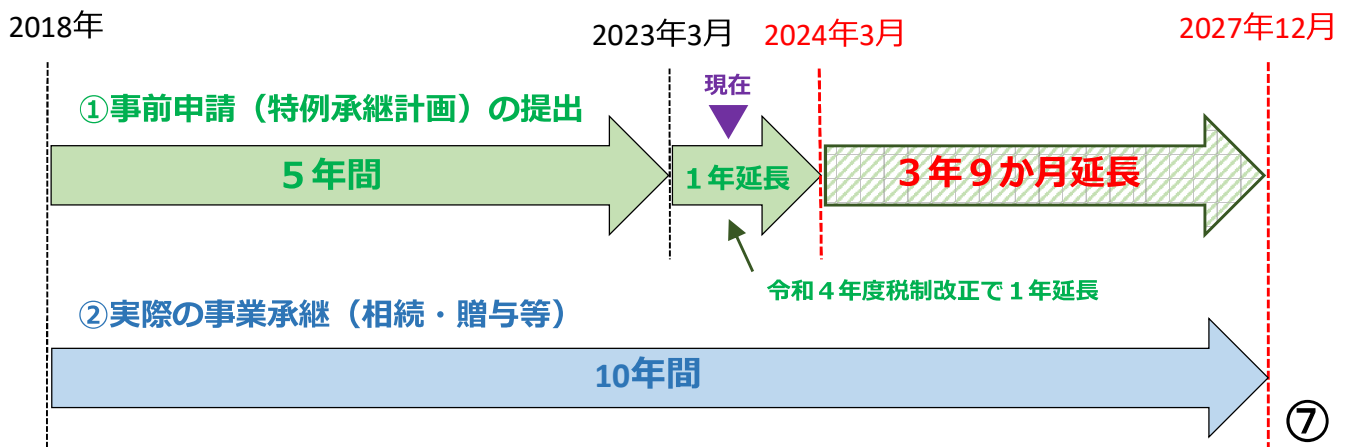
⑥

I. 次世代への円滑な経営リソースの引継ぎに資する事業承継支援

(2) 申請期限の2027年12月末までの延長 ★

《2023年度末で期限切れ》

- 申請期限（特例承継計画の提出期限）を2027年12月末まで延長



2. 制度の改善・見直し

(1) 提出書類に係る宥恕（ゆうじょ）規定*の運用の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予が取り消されるリスクが制度利用の障壁となっている

*宥恕規定とは、書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

(2) 手続きおよび提出書類の簡素化（オンライン化、提出書類の削減・一本化） ★

特例措置適用後、最初の5年間、都道府県と税務署にそれぞれ書類を作成・提出しなければならないこと等、利用者にとって大きな負担になっている。

(3) 事業承継税制一般措置から特例措置への柔軟な切り替え

(4) 制度の周知徹底 ★

I. 次世代への円滑な経営リソースの引継ぎに資する事業承継支援

3. M&A支援

(1) 経営資源集約化税制の拡充 ★

《2023年度末で期限切れ》

- 事前の経営力向上計画の認定に代わり、事後のPMI計画での認定を可能とする

経営力向上計画の認定は手続きが複雑であるうえスケジュールの制約が大きい

※PMIとは、ポスト・マージャー・インテグレーションと呼ばれ、M&A後の統合効果を最大化するための統合プロセスを指す

(2) M&A促進措置の拡充

- 仲介手数料、デューデリジェンス等買収調査費の損金算入
- のれん代の一括償却（現行：5年間均等償却）

⑨

4. 対象を絞り込んだ優遇措置の創設

(1) 小規模企業者のM&Aにおける優遇措置の創設 ★

国内企業数の84.9%を占める小規模企業者の廃業が多い

- 小規模企業者が売手側となる場合の譲渡益課税の引き下げ
- 個人が小規模企業者を買収する場合に、
金融機関から買収資金の融資を受けた際の、所得税や住民税の減税措置（ローン減税の創設）
経営資源集約化税制の損金算入割合の引き上げ

※小規模企業者・・・年商1億円以下等を想定。小規模事業者支援法の定義では、製造業その他で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下

(2) 従業員承継のハードルを下げる株式買い取り時の税負担軽減策の導入

- 評価より低額で自社株を買い取った場合の贈与税の不適用
- 金融機関から株式買取資金の融資を受けた場合の所得税減税（ローン減税の創設）

⑩

I. 次世代への円滑な経営リソースの引継ぎに資する事業承継支援

5. 株式集約化に向けた税制措置の拡充

- 同族株主においても特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認める
- 核家族化が進む社会状況を鑑み、同族株主判定の範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小
(現行：6親等内の血族、3親等内の姻族)

<参考>

3親等の親族…曾祖父母、ひ孫

3親等の姻族…配偶者の曾祖父母、甥姪、ひ孫の配偶者 等

6親等の血族…いとこの孫、はとこ、等

Ⅱ. ビジネス変革、イノベーションに向けた重点分野への投資促進

⑬

1. 生産性向上および省人化に資する設備投資促進

(1) 中小企業の省人化投資促進税制（仮称）の創設 ★

足もとで人手不足が顕在化し、特に対面サービス業等において深刻化するなか、フロント業務などの自動化が急務。

- I o T ・ A I ・ ロボット等の技術を用いた自動化設備※の導入に対する法人税の軽減措置（特別償却又は税額控除措置）の創設
（※例：自動チェックイン機、タッチパネルシステム、自動運搬ロボット、自動清掃ロボット、現場巡視ロボット、セルフレジ、A I 受付システム等）

(2) デジタル化を後押しする少額減価償却資産の損金算入特例の 拡充・恒久化 **《2023年度末で期限切れ》**

- 今般の物価上昇の影響も鑑み、取得価額の限度額（30万円未満）の引き上げ
- 取得合計上限額（現行：300万円）の引き上げ
- 恒久化（本則化）

⑭

Ⅱ. ビジネス変革、イノベーションに向けた重点分野への投資促進

2. イノベーションに向けた投資促進

(1) 研究開発を加速するイノベーションボックス税制の創設 ★

➤ イノベーションボックス税制の創設

※特許等の知的財産から生じる所得（ライセンス所得や製品の売上等）に優遇税率を適用する制度

➤ 他企業からの知的財産権の取得費につき、税額控除または特別償却

(2) グリーン加速・GXに向けたカーボンニュートラル投資促進 税制の延長・拡充 ★ 《2023年度末で期限切れ》

➤ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化等促進のため、建物を対象化し、制度を延長

➤ 赤字企業もグリーン投資に取り組めるよう、インセンティブとなる給付付き税額控除制度を導入 ⑮

(3) 戦略物資生産基盤税制（仮称）の創設 ★

➤ 蓄電池や半導体など、経済安全保障の強化や脱炭素化に欠かせない戦略製品の国内生産を後押しするため、生産量に応じた法人税の減免措置の創設

(4) オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

《2023年度末で期限切れ》

※事業会社がスタートアップの新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除する制度

➤ 所得控除割合（現行25%）を100%に引き上げ、延長

Ⅱ. ビジネス変革、イノベーションに向けた重点分野への投資促進

3. 2025年大阪・関西万博を契機とする経済活性化・社会課題解決促進

(1) 立地促進税制（仮称）の創設

- 万博への出展・参画や、実証実験等を行う企業が本社機能の開設・拡充や、事務所・研究所・研修所等の拠点強化を行う場合の優遇措置を創設
- 万博を契機とし、万博の開催前後に日本国内に事務所等を開設・拡充する外国法人に対する優遇措置を創設

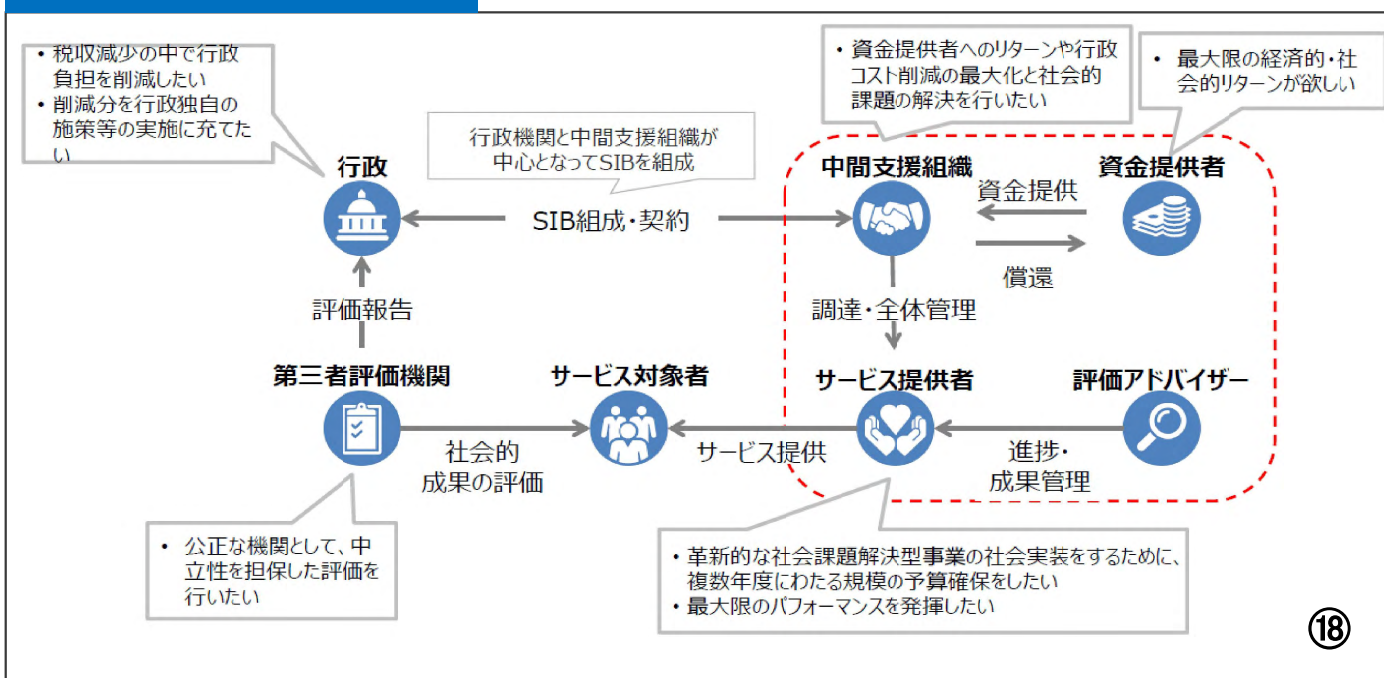
(2) ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した社会的インパクト投資促進税制の創設 ★

※ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは、民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果（社会的コストの効率化部分）を支払の原資とすることを目指すもの

⑰

- ソーシャル・インパクト・ボンドの手法を活用した社会的課題の解決に資する取り組みに資金を提供し、インパクト投資を行う企業に対する優遇措置を創設（地方法人税における超過課税の減免等）

ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）イメージ図



⑱

Ⅲ. 中小企業の成長を加速させる ビジネス環境整備

⑪

1. 人材投資の促進、人的資本の活用支援

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制の延長・拡充

《2023年度末で期限切れ》

- 赤字企業での活用に向けた繰越控除措置の創設 ★
- 控除率の引上げ
- 教育訓練費の増加のみでの税額控除措置の創設

(2) 労働者・求職者・失業者の学び直しを促進する税制措置の創設

企業での人材育成に加えて個人の学び直しを促進する税制措置を創設

- リカレント教育への応援金等の非課税化
 - ※企業が従業員に対して支給する学位や資格等の取得応援金等、給与所得と見做され課税対象となっているものを非課税化
- 能力開発控除（仮称）の創設
 - ※求職・失業者が、学び直しをする場合の費用を、再就職後の収入から複数年にわたって控除

⑫

Ⅲ. 中小企業の成長を加速させるビジネス環境整備

(3) 外国人活用を後押しする税制措置の創設 ★

人材確保のため外国人の採用・教育訓練等に積極的に取り組む企業を支援

- 外国人従業員の採用活動費や教育訓練費等への税制優遇措置を実施

(4) 税・社会保険による年収の壁問題の抜本的解決 ★

- 賃金の上昇による就労調整が生じないような、制度の一体的な見直し

②①

2. 事業活動拡大支援

(1) 交際費課税の特例拡充・延長 《2023年度末で期限切れ》

- 接待飲食費の損金算入可能な飲食費の上限（現行：5,000円）の引き上げ
- 全額損金算入可能な上限金額（800万円）の引き上げ
- 損金算入可能な飲食費総額の割合（50%）の引き上げ
- 資本金100億円超企業を対象とするなど対象企業の拡充

(2) 商業地等の固定資産税の負担調整措置の延長

《2024年度に評価替え》

- 負担調整措置を維持
- 商業地等における課税標準額の増加を評価額の2.5%に抑制する2022年度に講じられた措置の継続

②②

Ⅲ. 中小企業の成長を加速させるビジネス環境整備

(3) 欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度の拡充

- 欠損金の繰越対象期間（現行：10年間）の無期限化
- 欠損金の繰越控除制度について、中堅企業への対象拡大
資本金10億円以下のいわゆる中堅企業の欠損金の繰越控除上限を現行の50%から100%（中小法人同様）への引き上げ
- 欠損金の繰戻還付の対象期間（現行：前事業年度）を前2事業年度以上に拡充

(4) 地方拠点強化税制の拡充・延長

《2023年度末で期限切れ》

- 近畿圏・中部圏中心部を「拡充型」の対象にする等、制度を拡充した上で延長

②③

3. 創業支援

(1) 新規創業・第二創業の促進に資する負担軽減措置の創設

- 創業後5年間の社会保険料事業主負担分の軽減
- 創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間（現行：10年間）の無期限化

(2) 創業資金に係る贈与税非課税枠の創設 ★

- 創業者の親族等から贈与された創業資金について、1,000万円の非課税枠を創設

②④

Ⅲ. 中小企業の成長を加速させるビジネス環境整備

4. 中小法人に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

- (1) 外形標準課税の中小法人への適用拡大の反対
- (2) 同族会社の留保金課税の強化の反対
- (3) 事業所税の廃止
- (4) 印紙税の廃止
- (5) 二重課税の見直し

消費税と印紙税、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税等）

- (6) 償却資産における減価償却方法の見直し（定率法の適用拡大）

減価償却方法における定額法の適用による償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結する

- 一部の減価償却資産（建物付属設備、構築物）における定率法の適用

②⑤

5. 納税環境の改善

(1) インボイス制度対応支援

- 事業者への更なる周知と対応支援

(2) 電子帳簿保存法改正に伴う対応支援

- 事業者への更なる周知と対応支援

(3) 企業の納税事務負担の軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化

②⑥

IV. 大阪府・大阪市への要望

②7

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

- 負担水準の60%までの早急な引き下げ
- 少なくとも中小法人については、東京都同様に軽減措置（東京都は200㎡まで非住宅用地に対し税額を2割軽減）を創設

3. 中小法人に対する事業所税の負担軽減

②8

IV. 大阪府・大阪市への要望

4. 2025年大阪・関西万博に係る税制措置の整備

(1) 万博への出展・参画企業等への優遇措置の創設

- 万博への出展・参画・協力（運営等への人員派遣含む）を機に府外から新たに進出、または事業拡大を行う場合、地方税（大阪府：法人府民税、法人事業税、不動産取得税、大阪市：法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税）を軽減
- 万博出展外国法人に対する住民税等、税制上の所要の措置を実施

(2) ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した社会的インパクト投資促進税制の創設 ★

- インパクト投資を行う企業に対する、地方法人税における超過課税の減免

②9

(3) 国際金融都市構想の実現に向けた外国法人優遇措置の創設 ★

- 大阪市域へ新たに進出する資産運用業及びフィンテック事業を営む外国法人に対し、法人住民税、法人事業税を最大10年間免除

(4) 大阪市の国際戦略総合特別区域における地方税の特例制度の延長

《2023年度末で期限切れ》

- 新エネルギーやライフサイエンスに関連する成長産業への民間投資を喚起するため、国の国際戦略総合特区制度の税制支援措置等と連動した、大阪市税を軽減する現行の支援措置を延長

③0